

監 第 1 2 8 号
令和8年3月18日

かほく市長 油野 和 一 郎 様

かほく市監査委員 松島 一 富

かほく市監査委員 坂井 正 靱

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政援助
団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により報告いたします。

令和7年度

かほく市財政援助団体等監査報告書

かほく市監査委員

目 次

第1 監査の趣旨	1
第2 監査の対象	1
第3 監査の実施場所及び日程	1
第4 監査の範囲	1
第5 監査の方法	1
第6 監査の評価項目（着眼点）	1
第7 社会福祉法人 かほく市社会福祉協議会 の概要	2
1 設立目的	2
2 主な事業	2
3 組織	2
4 補助事業の収支状況	3
5 令和6年度決算状況	4
6 当該事業の効果	4
7 所管部署に対する監査	4
第8 監査の結果	4
第9 意見・要望	4

第1 監査の趣旨

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が財政援助等を与えている団体に対し、団体の出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて、かほく市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して監査を実施した。

第2 監査の対象

令和6年度の監査は、次の団体を対象とした。

団 体	財政援助等による区分	所管課
社会福祉法人 かほく市社会福祉協議会	財政援助団体	健康福祉課

第3 監査の実施場所及び日程

1. 実施場所：社会福祉法人 かほく市社会福祉協議会 会議室
2. 日程：事前調査（資料作成を含む） 令和8年1月5日（月）～令和8年1月20日（火）
本調査 令和8年2月6日（金）

第4 監査の範囲

主として、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された出納その他の事務とし、必要に応じて対象期間前後のデータを求めた。

第5 監査の方法

監査対象団体から提出された決算書類、監査資料等に基づき、出納その他事務を監査するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により監査した。

第6 監査の評価項目（着眼点）

監査対象団体における補助金等の支出にかかる出納及びその事務の執行状況について、関係法令に準拠して、適正かつ効率的に行われているか、適法性・合理性・効率性を着眼点として実施した。

第7 社会福祉法人 かほく市社会福祉協議会の概要

1 設立目的

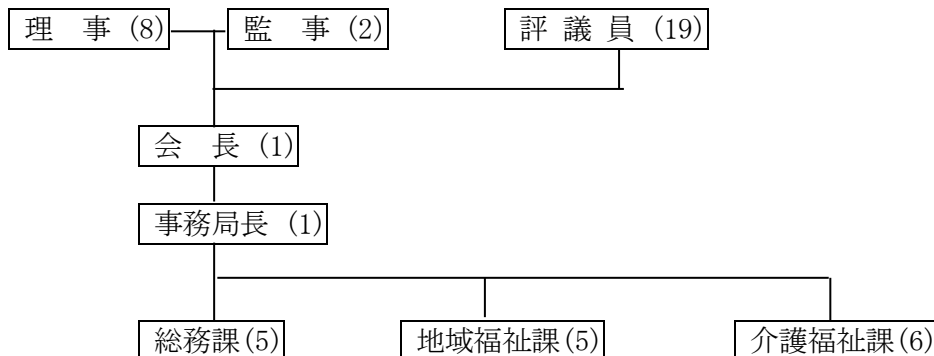
かほく市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

2 主な事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 居宅介護等事業の経営
- (7) 福祉総合相談事業
- (8) ボランティア活動の振興に関する事業
- (9) かほく市たすけあい金庫貸付事業
- (10) 地域づくり推進事業
- (11) この法人の目的達成のため必要な事業

3 組織

社会福祉法人 かほく市社会福祉協議会は、かほく市遠塚口 52 番地 10（七塚健康福祉センター内）に事務所を設置しており、組織機構(令和6年4月1日現在)は、次のとおりである。



※()内は人数

役員の定数は次のとおり。

理事：8名以上10名以内（定款第18条第1項第1号）

監事：2名（定款第18条第1項第2号）

理事及び監事の選任は、選任規程第2条第1項の各号の中から選出する。

評議員の定数は次のとおり。

評議員：15名以上21名以内（定款第6条）

評議員の選任は、選任規程第2条第1項の各号から理事会が選出する。

4 補助事業の収支状況

社会福祉法人 かほく市社会福祉協議会における補助事業の収支は次のとおりである。

収入の部

(単位：円)

勘定科目	当初	変更(確定)	増減	備考
経常経費補助金収入	34,600,000	38,888,000	4,288,000	
市区町村補助金収入	34,600,000	38,888,000	4,288,000	社会福祉協議会運営補助金
合計	34,600,000	38,888,000	4,288,000	

支出の部

(単位：円)

勘定科目	当初	変更(確定)	増減	備考
人件費支出	28,156,000	32,444,000	4,288,000	
役員報酬	360,000	360,000	0	
職員給料	18,163,000	20,854,000	2,691,000	
職員賞与	5,678,000	6,668,000	990,000	
法定福利費	3,955,000	4,562,000	607,000	
事業費支出	824,000	824,000	0	
消耗器具備品費	5,000	5,000	0	
車両費	160,000	160,000	0	
諸謝金	215,000	215,000	0	
業務委託費	422,000	422,000	0	
雑費	22,000	22,000	0	
事務費支出	1,698,000	1,698,000	0	
福利厚生費	332,000	332,000	0	
修繕費	20,000	20,000	0	
通信運搬費	78,000	78,000	0	
手数料	21,000	21,000	0	
損害保険料	114,000	114,000	0	
賃借料	492,000	492,000	0	
租税公課	52,000	52,000	0	
渉外費	10,000	10,000	0	
雑費	579,000	579,000	0	
助成金支出	1,684,000	1,684,000	0	
助成金支出	1,684,000	1,684,000	0	7団体
負担金支出	656,000	656,000	0	
負担金支出	656,000	656,000	0	
その他活動による支出	1,582,000	1,582,000	0	
退職共済掛金預け金支出	1,582,000	1,582,000	0	
合計	34,600,000	38,888,000	4,288,000	

人件費支出の増額は、令和6年4月1日採用の職員1名分である。

5 令和6年度決算状況

かほく市社会福祉協議会運営費にかかる補助事業に要する経費 74,798,000 円のうち、市からの補助金は 38,888,000 円で、補助事業に要する経費に対する補助金の割合は 51.99%である。

交付対象事業における補助金に対する支出経費の配分は、人件費 (32,444,000 円)、事務費 (824,000 円)、助成金 (1,698,000 円)、負担金 (656,000 円)、その他の活動による支出 (1,582,000 円) となっており、人件費が 83.4%を占めている。

6 当該事業の効果

- (1) 社会福祉を目的とする事業の効率的な運営と組織的活動を推進し、地域社会福祉の増進が図れた。
- (2) 関係する各福祉団体へ活動費の一部を助成することにより、団体活動を支援することができた。

7 所管部署（健康福祉課）に対する監査

令和6年4月1日に補助金交付申請書が提出され、令和6年4月1日に 34,600,000 円を交付決定、令和6年12月20日には補助事業（変更）承認申請書の提出があり、令和6年12月20日に 4,288,000 円増額の変更交付決を通知し、変更後の金額は 38,888,000 円となった。

補助金の支払いは、令和6年4月15日に第1回支払い分 11,981,000 円、令和6年7月16日に第2回支払い分 22,619,000 円、令和7年2月17日に第3回支払い分 4,288,000 円を支払っている。

事業の完了報告については、令和7年3月31日に補助金事業実績報告書が提出され、実績報告書を審査した結果に基づき、令和7年3月31日に補助金確定通知書を送付している。

第8 監査の結果

社会福祉法人 かほく市社会福祉協議会への運営補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

第9 意見・要望

1 社会福祉法人 かほく市社会福祉協議会

当協議会は、かほく市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、種々の事業を展開し、また、各福祉団体への活動支援も行われ、かほく市の地域福祉活動の中核として重要な役割を担っており、その活動は高く評価される。

令和6年度の社会福祉法人 かほく市社会福祉協議会を対象とした、今回の財政援助団体監査の結果を踏まえ、次のとおり意見・要望を付すものとする。

(1) 運営補助金の適切な運用について（要望）

事業については、関係する根拠法令等に基づき、適正に実施されており、また、会計に関する諸帳簿等も適切に整備されていた。

運営補助金の執行においては引き続き、かほく市の地域福祉活動のため、より正確で適正な会計事務の執行を望むものである。

今後とも「自主性」と「公共性」を併せ持った組織として「住民主体」の理念に基づき、一層の地域福祉の増進に努められることを期待する。

2 かほく市健康福祉課

令和6年度の社会福祉法人 かほく市社会福祉協議会に対する、今回の財政援助団体等監査の結果を踏まえ、次のとおり意見・要望を付すものとする。

(1) 社会福祉法人 かほく市社会福祉協議会への支援について（要望）

社会福祉の所管課として、また、社会福祉法人の指導監督の立場として、かほく市社会協議会とともに、これまでかほく市の社会福祉の増進に努めてこられた。

これからも、かほく市の高齢者や障がい者、子どもを含むすべての住民が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、地域住民、行政、社会福祉協議会、事業者などが協力し、支え合えていけるよう支援を望むものである。

(2) 検討

社会福祉事業にかかる業務量も年々増えていることから、業務の効率化をはかることは、もちろん、マンパワー不足が懸念される場合、新規雇用の他、市役所職員の派遣を検討されるようお願いしたい。